

# 環境安全ニュース

大阪大学環境安全研究管理センター

## 薬事法 指定薬物について

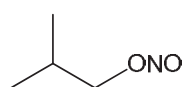
平成19年に薬事法が改正され、「脱法ドラッグ」対策として新しいカテゴリーである「指定薬物」が定められました。大阪大学では、指定薬物のうち「元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途」として規定されている物質はOCCSにも登録されていることから、毒劇物に準じた取扱いが妥当であると考え、重量管理物質に決めました。

平成24年10月と12月に、「薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令」の一部を改正する省令が公布され、それぞれ17物質および8物質が新しく指定薬物に定められ施行されています。今回新しく指定された物質は、OCCSには登録されていません。また、薬品マスタも登録されておりません。指定薬物は、最近取り締まりが強化されている物質で、現在99物質が指定されています。一覧は、環境安全研究管理センターのホームページを参照ください。

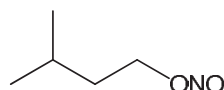
現在OCCSに登録され学内で所有されている物質は7種類で、合計35本が登録されています。構造と名称及びCAS登録番号を右図に示しました。また、次ページに部局毎の所有本数を示しました。

\*<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/pdf/yakuji-siteiyakubutu.pdf>

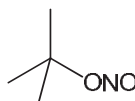
### OCCSに登録されている指定薬物



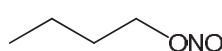
亜硝酸イソブチル  
CAS 542-56-3



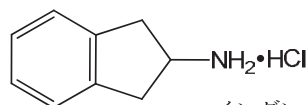
亜硝酸イソペンチル  
(亜硝酸イソアミル)  
CAS 110-46-3



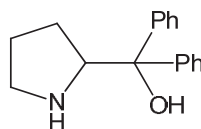
亜硝酸tert-ブチル  
CAS 540-80-7



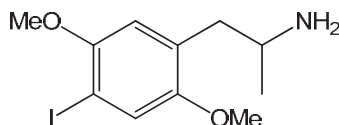
亜硝酸ブチル  
CAS 544-16-1



インダン-2-アミン塩酸塩  
CAS 2338-18-3



(S)-(-)- $\alpha, \alpha$ -ジフェニル-2-ピロリジンメタノール  
CAS 112068-01-6  
(R)-(+)- $\alpha, \alpha$ -ジフェニル-2-ピロリジンメタノール  
CAS 22348-32-9



1-(4-メオド-2,5-ジメトキシフェニル)  
プロパン-2-アミン塩酸塩  
CAS 42203-78-1

**指定薬物は、大学では許可や免許なしに使用することができます。**

**しかし、指定薬物から麻薬に指定された物質もあることから、指定薬物は毒劇物に準じた厳重な管理(施錠管理、重量管理)をお願いいたします。(4ページ参照)**

**また、近々、類似の構造を一括して指定薬物に指定する包括指定が実施される予定です。**

## OCSS の現状

現在、OCSS には 23 万本を超す薬品が登録されている。当センターでは、化学物質関連法規に重要な改正が行われた場合に、全学に文書で周知し、薬品データの修正や管理方法の変更処理を行っています。

サーバに登録されている薬品マスタは、メーカーより無償で供給されているもので、マスタに誤

りがある場合もあります。その場合には、環境安全研究管理センターまで連絡お願いいたします。

**登録が不完全な状態が続くと、システムを用いた集計などに重大な支障をきたします。毒劇物、危険物、PRTR 対象物質、大阪府条例対象物質など基本的にすべての化学薬品の OCSS システムへの登録にご協力をお願いします。**

### 部局別薬品登録状況

2013.1.7現在

サーバ	部局名	グループ		試薬本数				
		ID	数	指定薬物*	特定毒物**	毒物**	劇物**	総試薬数
S1	工学研究科	F	189	7		1,021	9,935	74,983
	情報科学研究科	G	5			21	111	1,165
	微生物病研究所	J	33			165	1,056	6,559
	産業科学研究科	K	44	2		354	3,243	19,806
	蛋白質研究所	L	23			225	1,025	6,520
	接合科学研究科	M	20			17	178	622
	レーザーエネルギー学研究センター	NA	13			34	313	1,807
	超高圧電子顕微鏡センター	NB	1			7	53	224
	ラジオアイソトープ総合センター(吹田)	NC	1			0	22	37
	旧超伝導フォトリソ研究センター	ND	1			1	30	75
	環境安全研究管理センター	NE	2			18	148	1,364
	生物工学国際交流センター	NF	3			1	253	1,478
	核物理研究センター	NK	1			1	11	159
	安全衛生管理部	NL	1			0	0	0
	科学教育機器リノベーションセンター	NM	1			2	27	85
	免疫学フロンティア研究センター	NN,NO	12			35	176	1,466
低温センター	NZ	1			0	0	0	
S1サーバ合計			351	9	0	1,902	16,581	116,350
S2	人間科学研究科	A	2	1		5	58	489
	医学系研究科	B	80			467	3,417	14,645
	医学系研究科保健学専攻	BY,BZ	25			25	245	1,301
	医学部附属病院	C	62			18	445	992
	歯学研究科(含附属病院)	D	21			80	700	3,398
	薬学研究科	E	24	15		543	3,201	29,239
	生命機能研究科	H	25			105	841	4,656
	旧先端科学リノベーションセンター	NG,NH,NJ	8			15	172	934
	連合発達研究科	PA	2			1	41	241
	保健センター	PB	1			0	0	0
	産学連携本部	T	5			11	71	364
S2サーバ合計			255	16	0	1,270	9,191	56,259
T	科学教育機器リノベーションセンター	UA	5			11	48	397
	ラジオアイソトープ総合センター(豊中)	UB	1			0	24	41
	極限科学研究センター	UC	3			6	45	197
	太陽エネルギー化学研究センター	UD	2			67	618	2,797
	総合学術博物館	UE	2			0	0	0
	インターナショナルカレッジ機構	UG	1			2	56	256
	低温センター	UZ	1			0	0	0
	医学系研究科	V	7			1	49	95
	生命機能研究科	YJ	0			0	7	12
	情報科学研究科	X	0	グループ未登録				
	基礎工学研究科	Y	54	7		248	2,713	23,674
	理学研究科	Z	60	3		514	4,282	30,640
Tサーバ合計			136	10		849	7,842	58,109
3サーバ合計			742	35	0	4,021	33,614	230,718

\* 薬事法 \*\* 毒物及び劇物取締法

## 平成 24 年度第 1 回作業環境測定 結果の報告について

平成 24 年度第 1 回目の特化則・有機則に係る作業環境測定を H24.5/9～H24.7/28 に行いました。(測定作業場数：594 作業場、測定を(株)ケイ・エス分析センターに依頼) その結果、吹田地区の 1 作業場のホルムアルデヒド濃度が、管理濃度を上回る結果となり、第 2 管理区分と判断されました。その他は第 1 管理区分でした。

適正でないと思われる第 2、3 管理区分該当箇所については、各事業場安全衛生委員会ならびに部長を通じて改善勧告を行ないました。第 2 回目の測定結果は 3 月に報告されます。

最近の第 2、3 管理区分該当箇所の主な原因としては、平成 21 年度からの特化則改正に伴いホルムアルデヒドが第 2 類物質として測定対象となり、管理濃度も 0.1 ppm とかなり低い値であるためです。病院関連施設などの使用頻度の高い作業場が該当しています。ドラフト内での取扱いを徹底し、適切な作業環境の維持をお願いします。

最近、他の法改正物質についてまとめると、平成 21 年から、学内での使用頻度の高いクロロホルム、テトラヒドロフラン、トルエンなどなどの管理濃度が厳しく改正されました。平成 24 年 4 月に、あらたに 7 物質(エチレンイミン、MBK など)について評価基準が改正され、管理濃度の見直しが行われました。平成 24 年 10 月 1 日から「女性労働基準規則(女性則)の一部を改正する省令」が施行されました。妊娠や出産・授乳機能に影響のある 25 の化学物質を規制対象とし、該当作業場が第 3 管理区分に判断された場合は、女性労働者は直ちに就業禁止となります。さらに、平成 25 年 1 月の法改正では、インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物が特化則第 2 類に指定され作業環境測定対象となります。このうちエチルベンゼンは女性則対象となっていますので、取扱いにはご注意ください。

表 1 平成 25 年度作業環境測定実施予定

	部屋数	特化則第一類	特化則第二類	有機則第一種	有機則第二種	鉛則	測定項目合計
前期	671	8	612	384	2,082	2	3,086
後期	671	8	612	384	2,082	2	3,086
合計	1,342	16	1,224	768	4,164	4	6,172

大阪大学の中で、化学物質を取り扱う部屋は約 600 にのぼります。とくに、非化学系研究室で有害な化学物質が大量に使用されている例も見られますので、使用にあたって、MSDS シートをよく閲覧するなど、特段の注意が必要です。当該化学物質を用いる研究者こそが、その化学物質に関して専門家であるといった認識が必要です。

平成 25 年度については、平成 24 年 12 月に調査を行いました。使用薬品、使用場所の調査データをもとに表 1 のように測定項目を決定しました。平成 25 年度は 5～7 月(前期)と 11～1 月(後期)に測定を実施する予定です。測定時は、模擬実験等を行い、極力通常の作業状態の再現するようお願いいたします。なお、各部屋の測定箇所、測定数値などの詳細なデータは環境安全研究管理センターおよび安全衛生管理衛生部で保管していますので、閲覧希望の方はお申し出ください。

特定化学物質&有機溶剤の一覧と管理濃度：

<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/pdf/sagyoukannkyou.pdf>

## 最近の排水水質分析結果について

平成 24 年 8 月から平成 24 年 11 月の排水検査で、基準値を超えた項目はなかった。

吹田地区の自主検査では、10 月に行われた地点別の検査の No.1 地点でジクロロメタンが 0.07 mg/l の濃度で検出されている(基準値 0.2 mg/l)。

吹田市古江台のバイオ関連施設では、シアンが 0.10 mg/l で検出された(基準値 1 mg/l)。

豊中地区では、頻繁に排水基準値を超える n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)が、10 月の立入検査で基準値は越えなかったものの、全学教育推進機構側と理学・基礎工学研究科側で、それぞれ 17 及び 13 mg/l (基準値 30 mg/l) の濃度で検出された。

## 麻薬の指定について

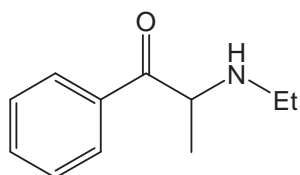
本年1月30日に、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令が改正され、**下記の6物質が新たに麻薬に指定され、3月1日より施行されます。**

これらの物質は、これまで薬事法の指定薬物として定められていた物質であります。現在 OCCS には登録がなく、薬品マスタ（データベース）も

登録されておりませんが、該当の物質を所有している研究室等は至急適切な対応をお願いいたします。

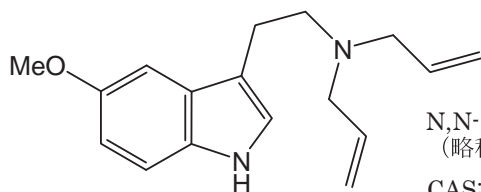
連絡先 大阪大学環境安全研究管理センター  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-4  
Tel 06-6879-8974 Fax 06-6879-8978  
E-mail hozen@epc.osaka-u.ac.jp

### 新しく麻薬に指定された物質



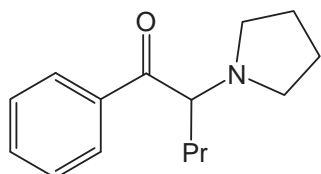
2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類  
(略称：エトカチノン)

CAS: 18259-37-5, 90760-53-5 (R), 878648-27-2 (S),  
51553-17-4 (HCl), 878499-19-5 (S, HCl)



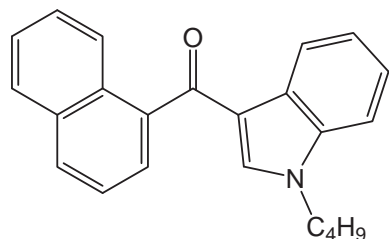
N,N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類  
(略称：5-MeO-DALT)

CAS: 928822-98-4, 1370252-04-2 (HCl)



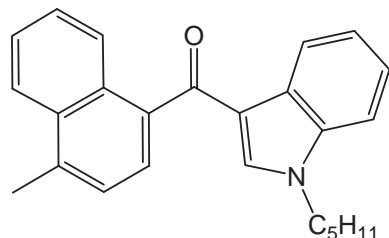
1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン  
及びその塩類  
(略称：α-PVP)

CAS: 14530-33-7, 5485-65-4 (HCl),  
14859-27-9(L-tartrate 1:x), 100175-06-2(maleate 1:1),  
14859-28-0 (maleate 1:x), 13415-49-1 (sulfate 1:1),  
16121-74-7 (sulfate 1:x)



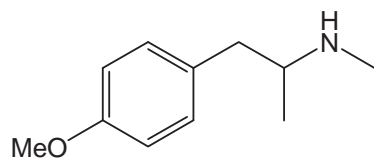
(1-ブチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
(略称：JWH-073)

CAS: 208987-48-8



(4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類  
(略称：JWH-122)

CAS: 619294-47-2



1-(4-メトキシフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン  
及びその塩類  
(略称：PMMA)

CAS: 22331-70-0, 113429-54-2 (S),  
251321-76-3 (R), 3398-68-3 (HCl)